

(5) 四大節ニハ日給トシテメ給セザレモ適当ノ意圖アリ

但シ内容ハ會社ニ一任ノコト

(6) 休日出勤者ノ代休ノ件ハ異議ナシ

(7) 賞典ノ問題ハ該意ヲ以テ考慮スル政會社ニ一任スルコト

(8) 労働組合員タルノ故ヲ以テ不當ノ圧迫ヲ爲サズ

(9) 会田ノ問題ニ関シ權能者ヲ出サズ

(10) 遊字會ハ予算ノ範圍内ニ於テ経費負ノ意思ヲ尊重ス

(11) 殊業手当ハ従来ノ終トス

(12) 休憩時間ノ概極望時休止ハ作業ニ支障ナキ限り止

ムルコトアリ

(13) 硝酸室ヨリ洗滌室ニ至リ作業スル者ニ對シテハ硝酸室同様ノ手当ヲ支給ス

(14) 圧縮室ノ圧搾作業ニ従事スルモノニ對シテハ乙ノ手当ヲ支給ス (乙ノ手当ハ一日十束)

配合室ノ変性作業ニ従事スル者ニ對シテハ丙ノ手当ヲ支給ス (丙ノ手当ハ一日五束)

(15) 争議中ノ日給トシテハ支給セザルモ日給ニ該当スハキモノヲ支給ス

右田答ニ對シ池善ニハ争議團代表者ト熟識ノ結果

(1) 四名ノ解雇ハ争議團側ニ於テ認ムルモ即時再採用ノ形式ニ於テ採用シ勤続年限並ニ日給ヲ従前通ト